

新庄エコロジーガーデン自主事業実施要綱

(目的)

第1条

本要綱は、新庄エコロジーガーデンにおける交流人口の拡大及び賑わい創出を目的として、指定管理者である新庄ガーディアンズ（以下「本組織」という。）が実施する自主事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条

本事業は、本組織が主催する。

(事業の位置づけ)

第3条

本要綱に基づく事業は、指定管理業務とは別に実施する自主事業とし、当該事業による収益は指定管理者の収入とする。

(対象事業)

第4条

本組織は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 飲食に係る臨時出店事業（キッチンカー、貸出テント（2.5m×2.5m）使用）
- (2) 物販に係る臨時出店事業（貸出テント（2.5m×2.5m）使用）
- (3) イベント開催事業（マルシェ、フェス等）
- (4) その他、交流人口の拡大に資する事業

(利用許可)

第5条

本施設内で出店又はイベントを実施しようとする者は、あらかじめ本組織の許可を受けなければならない。

2 本組織は、施設の管理運営上支障があると認める場合又は、公序良俗・公共の福祉に反する場合は、許可しないことができる。

(出店料)

第6条

飲食に係る臨時出店料は、次のとおりとする。

- (1) 平日 2,000円/日（キッチンカー1台又はテント1基）
- (2) 土日祝日 3,000円/日（キッチンカー1台又はテント1基）
- (3) その他、3,000人を超えるイベント時は、別途イベント実施要綱による。

2 物販に係る臨時出店料は、1,000円/日（テント1基）とする。

3 出店時間は、原則として本組織が別に定める。

4 次の場合は、出店料を減免又は、免除することができる。

- (1) 免除：公共機関、非営利組織が実施する啓発活動の場合は免除する。
- (2) 減免：営利企業が実施する出店かつ本体が認めた活動は、1/2の料金を減免する。
- (3) その他、駅長が認めた活動、広報、及び事業。

(占用料)

第7条

前条の規定とは別に、利用団体が主催し、中庭その他の屋外スペースを占有する場合の使用料は、次のとおりとする。1㎡未満は切り上げる。

- (1) 営利事業 1平方メートルあたり 100円/日
- (2) 支援事業 1平方メートルあたり 50円/日

2 占有面積は、実際に使用する範囲に基づき委員会が決定する。

(料金の徴収)

第8条

出店料及び占有料は、原則として事前に徴収するものとする。

2 既納の料金は、原則として返還しない。ただし、本組織が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第9条

出店者及び利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令（食品衛生法等）を遵守すること
- (2) 施設及び設備を適切に使用すること
- (3) ゴミの適正処理を行うこと
- (4) 他の利用者に迷惑を及ぼさないこと
- (5) 委員会の指示に従うこと

(禁止事項)

第10条

次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 政治活動又は宗教活動
- (3) 施設の目的に反する営業行為
- (4) その他本組織が不相当と認める行為

(許可の取消し)

第11条

本組織は、次の場合には許可を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 虚偽の申請があったとき
- (3) 施設管理上支障が生じるとき

(損害賠償)

第12条

利用者は、施設又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第13条

本組織は、利用者間のトラブル及び盗難・事故等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第 14 条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本組織が別に定める。

附 則

本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。